



ぜひ皆さんの意見を聴かせてください。



「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の 案をつくりました

杉並区では、子どもの居場所を充実させていくため、区における今後の子どもの居場所づくりの指針となる「杉並区

子どもの居場所づくり基本方針」を作ろうとしています。

この基本方針の中で、子どもの皆さん利用している児童館や公園などをどのようにしていこうと考えているのかをまとめましたので、これを読んであなたの感じたことを教えてください。

(意見を伝える方法は、最後のページに書いてあります。)



「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」とは？



杉並区がこれから「子どもの居場所」をどんなふうに作っていくかの考え方をまとめて、その考えたことを皆さんに約束するためのものだよ。



子どもの居場所ってなに？



子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所や時間全般を指すよ。児童館もその一つだよ。
居場所だと感じるところは、その子の年齢や、個性、生活などの状況で、一人ひとりに違いがあるよ。



子どもの居場所づくりってなに？



子どもが健やかに成長していくよう応援するため、第三者（区や地域の大人など）が意図的に、安全で安心して過ごせる居場所をつくりいくことじゃよ。



子どもの居場所は、子ども自身が居場所と感じるところだから、そう感じてもらえるよう、子どもの声を聴いてつくっていくことがとても大切なよ。



そうなんだ！では、子どもの居場所づくりをどうすすめるのか教えてほしいな。



みんなの意見を聴いて見えてきたこと



基本方針をつくるため、「子どもアンケート」「子どもヒアリング」「子どもワークショップ」をやって、子どもの皆さんの意見を聞いたよ。もうちた意見から、「子どもの居場所」について、こんなことが見えてきたよ。

- ◆ 家や学校以外にも、子どもが成長段階等に応じて、選ぶことができる色々な居場所が必要であること
- ◆ 子ども専用の施設のほか、いま地域にある公園、集会施設などの一般区民施設を子どもの視点から見直し、できる範囲で、子どもの居場所として充実を図っていく必要があること
- ◆ 塾や習い事の場など、区が関わっていない子どもの居場所を運営している大人に対してでも、子どもの居場所に求められる基本的なことを守るよう周知していく必要があること



子どもの居場所づくりを行ううえで区が大切にすること



子どもの居場所づくりの理念（大切にすること）を3つ定めたよ。

- ◆ たくさんの色々な居場所をつくります
そのときどきの気持ち（やりたいことや気分など）で、それにあった居場所に行くことができるよう、たくさんのいろいろな居場所をつくっていきます。
- ◆ 子どもの意見を大切にします
どのような居場所をつくって、どのようなことができるようになるか（イベントやルールなど）を決めるとき、みんなの意見を大切にしていきます。
- ◆ 子どもの成長を応援し、子どもの権利が守られるようにします
自分らしくのびのび育つことができるよう、楽しい遊びや体験、交流の機会をたくさん用意します。困ったことがあったときは、一緒に考え、解決できるよう応援します。また、居場所に関わる大人が子どもの権利を理解し、子どもの権利が守られるようにしていきます。



すべての子どもを対象にした居場所



じ ど う か ん

児童館



じどりかん
児童館とは

- 児童館は、遊びを通じて子どもの健やかな成長を応援する子どもの居場所の一つです。
- 杉並区では、今から60年ほど前に最初の児童館ができました。その後もたくさんの児童館がつくられて、平成3年（1991年）には41の児童館になりました。
- 区では、平成26年度（2014年度）に児童館再編という計画を立てて、児童館をなくして、放課後等居場所事業などの新しい居場所をつくっていこうとしました。
- その結果、現在、41あった児童館は、25になっています。

今後の取組の方向性

- 児童館再編の考え方（児童館をなくすこと）を見直して、今ある25の児童館をすべて残します。また、児童館が子どもの皆さんにとってもっと良い場所となるよう、パワーアップすることを目指します。
- 現時点で中学校の学区内に児童館が無い地域（7学区）では、今後、他施設との併設や複合化を前提に、新たな児童館を作ることを検討します。
- 児童館のうち7館を「中・高校生機能優先館」に位置付けて、中・高校生の皆さんの意見を聴きながら、令和9年度（2027年度）から順次、中・高校生が利用しやすい児童館にしていきます。
- 区南西部の児童館のうち2館について、令和9年度（2027年度）を目途に、今は閉館日の日曜日を開館し、乳幼児親子の居場所機能を充実させます。

こんなことをパワーアップしたいと考えているよ！



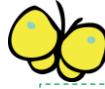
- ♪ みんなが困った時に、みんなの話を聴いて一緒に考えて、解決できるよう応援すること
- ♪ 児童館がもっと楽しい場所になるように、みんなの意見をたくさん聞くこと



小学生の居場所 ①



放課後等居場所事業



放課後等居場所事業とは

- 放課後等居場所事業は、これまでの児童館再編の取組の中で、児童館のかわりに、区立小学校の多目的室や校庭、体育館などを使って、小学生が安全に安心して遊ぶことができる居場所として、平成29年（2017年）にはじまりました。
- 現在、児童館がない地域の17の小学校でやっています。

今後の取組の方向性

- 今後は、児童館がある地域も含めて、令和9年度（2027年度）までに、すべての区立小学校（40校）で放課後等居場所事業をやります。
- また、これに合わせて、おやつが食べられるようにするなど、もっと楽しい場所となるようにしていきます。



学童クラブとは

学童クラブ

- 学童クラブは、保護者が仕事などで戻間に家を留守にする家庭の小学生の生活の場です。
- 留守番や生活の管理が難しい低学年の利用が多く、行き帰りの安全面を考えて、児童館再編の取組の一つとして、児童館の中にあった学童クラブを学校内に移してきました。
- 現在、児童館の中に23、小学校内（近くを含む）に28の学童クラブがあります。

今後の取組の方向性

- 今後も、行き帰りの安全を考えて、小学校内又は小学校の近くに学童クラブをつくっていきます。



しょうがくせい いはしょ 小学生の居場所 ②



こうていかいほう 校庭開放 (遊びと憩いの場事業) ♦



こうていかいほう
校庭開放とは

- 小学生や小さい子（幼児とその保護者）、高齢者を対象に、小学校の校庭を公園のように遊べる場所として、学校が決めた日（水曜日や日曜日など）に開放しています。
- これまで、放課後等居場所事業をやることにした学校では、校庭開放をやめることにしていました。

こんごとりくみ ほうこうせい 今後の取組の方向性

- 今後は、放課後等居場所事業をやることにした学校でも、日曜日・祝日の校庭開放を続けます。
- また、現在、校庭開放をしていない学校も、校庭開放ができるように考えていきます。



こども・子育てプラザとは

- 子ども・子育てプラザは、小さい子（乳幼児）が優先の遊び場ですが、週1回、子ども・子育てプラザのプレイホールで小学生が遊べる「小学生タイム」をやっています。

こんごとりくみ ほうこうせい 今後の取組の方向性

- 令和7年度（2025年度）から、「小学生タイム」をやる日や時間を増やしていきます。



ちゅう こうこうせい いばしょ 中・高校生の居場所 ①



す ぎ な み ✪ ゆう杉並 ✪



すぎなみ
ゆう杉並とは



- ゆう杉並は区内唯一の中・高校生向けの大型の児童館です。中・高校生の活動を応援するため、体育室やスタジオ、ホール、ロビー、学習コーナーなどを備えています。

こんご とりくみ ほうこうせい 今後の取組の方向性

- 今後も、中・高校生のための児童館として、自主企画事業や、オフィシャル部活動、中・高校生運営委員会活動などの中・高校生が主体的に参画できる事業について、より一層の充実を図っていきます。

じ ど う か ン ちゅう こ う こ う せ い き の う ゆ う せ ン か ン ✪ 児童館《中・高校生機能優先館》✪



じどうかん
今までの児童館は



- 児童館は、中・高校生向けの設備が十分ではないなど、多くの中・高校生にとって居場所としづらいところがありました。

こんご とりくみ ほうこうせい 今後の取組の方向性

- 児童館のうち7館（7地域に各1館）を「中・高校生機能優先館」に位置付け、中・高校生の皆さんができる利用しやすい児童館にしていきます。
- 今後、中・高校生機能優先館とする児童館を選定した上で、中・高校生の皆さんの意見を聴きながら、どのような児童館にしていくのかを考えて、令和9年度（2027年度）から順次、優先館をつくっていきます。



ちゅう こうこうせい いはしょ
中・高校生の居場所 ②



こみゅにてい
「コミュニティふらっと」の中・高校生の居場所事業



じぎょう
 どんな事業？



- 図書館との複合施設であるコミュニティふらっと永福において、中・高校生が気軽に集い、交流できるよう、ラウンジ内の優先利用スペースや多目的室等を無料で利用できる日時を設定しています。

こんご とりくみ ほうこうせい
今後の取組の方向性

- 令和7年（2025年）4月に開設予定のコミュニティふらっと高円寺南においても、コミュニティふらっと永福同様に、中・高校生世代が優先的にラウンジを使用できる時間帯や、予約せずに無料で多目的室や楽器練習室を使用できる曜日・時間を設けます。





い わ し ょ 乳幼児の居場所



こ そだ ぶ ら ザ 子ども・子育てプラザ ♡



こ そだ ふらざ
子ども・子育てプラザとは

- 子ども・子育てプラザは、子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に行う、地域の子育て支援拠点となる施設です。乳幼児親子優先の施設として、乳幼児が安全・安心して過ごせる居場所です。
- 児童館ではゆうキッズ事業（乳幼児親子向け事業）を行っていますが、小学生の利用が多い時間帯は乳幼児が利用しづらいことなどから、児童館再編の取組の一つとして、これまで、各地域に1所（計7所）の子ども・子育てプラザをつくってきました。

こんご とりくみ ほうこうせい 今後の取組の方向性

- 今後も、乳幼児の育ちを応援するため、乳幼児が遊びや体験に触れることができるイベントをさらに増やしていきます。
- また、保護者の子育てを応援するため、子育て支援のための講座・講習を充実するとともに、必要な子育て支援サービスの情報提供や利用相談を行う利用者支援事業を充実していきます。

き つ す じぎょう ★ ゆうキッズ事業 (児童館) ★



じどうかん
児童館でやっています

- すべての児童館において、小学生の利用が少ない時間帯を中心に、ゆうキッズ事業（乳幼児親子向け事業）をやっています。

こんご とりくみ ほうこうせい 今後の取組の方向性

- 今後も、ゆうキッズ事業（乳幼児親子向け事業）を継続していきます。
- 区南西部の児童館のうち2館について、令和9年度（2027年度）を目途に、今は閉館日の日曜日を開館し、乳幼児親子の居場所機能を充実させます。



公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実

公園、図書館、集会施設、スポーツ施設



- 児童館などの子どものための施設だけではなく、多くの子どもが利用する公園や図書館なども、子どもにとってより居心地の良い場所となるようにしていくことが大切です。
- 子どもの意見を聴いた中では、ボール遊びができる公園やスポーツ施設を求める声がたくさんありました。また、中・高校生を中心に、自習できるスペースを増やしてほしいといった声もたくさんありました。

今後の取組の方向性

- 今後、子どもの意見を聴きながら、可能な限り、公園や図書館などが、子どもにとってより居心地の良い場所となるようにしていきます。

次のような取組をしていきます》

公園

- 旧杉並第八小学校跡地に、ボール遊びが可能な屋根付き球戯場をつくります。（令和7年（2025年）8月オープン予定）
- 新しく公園をつくるときなどに、ボール遊びができる球戯場をつくることができないか考えます。
- 自習することもできる調べものコーナーのスペースを広げていきます。（令和7年度（2025年度）から順次実施）
- 週2回程度、夕方の時間帯に子どもに多目的ホールを無料開放していきます。（令和7年度（2025年度）から順次実施）

図書館

- すべての集会施設の共用スペースに子どもも利用できる自習スペース（コンセント・Wi-Fiあり、軽食可）をつくります。（令和7年度（2025年度）までに実施）
- 一部の地域区民センターなどの空き室を、小学生から高校生までの子どもを対象とした自習スペースとして無料開放します。（令和7年度（2025年度）に試行実施）

集会施設

- 体育館を予約なしで低廉（小・中学生1回100円、未就学児無料）に利用できる「一般使用」のうち、子どもが自由に遊ぶことができる枠を増やします。（令和7年度（2025年度）から順次実施）また、小・中学生1回100円の利用料を無料にすることができるいか、検討していきます。
- 夏休みの自主学習の場等として、体育館の会議室などを子どもに無料開放します。（令和7年度（2025年度）から順次実施）

スポーツ施設



個別のニーズに応じた居場所づくり



放課後等デイサービス など



- 放課後等デイサービスは、障害のある子どもを対象に、生活能力の向上のための必要な支援、社会との交流の促進等の支援を行う事業です。障害のある子どもが安心・安全でその子らしく過ごせる場となっています。
- このほか、杉並区には、個別のニーズに応えるための様々な子どもの居場所があります。

今後の取組の方向性

個別のニーズに応じた専門的な支援を行う居場所を増やしていきます。

次のような取組をしていきます

障害のある子ども
を対象とした
居場所

- 放課後等デイサービスを増やしていきます。
- 障害児の中学生以降の居場所を新しくつくります。
(令和8年度(2026年度)開設予定)

不登校の状態にある子どもを対象とした
居場所

- 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)をつくることを考えます。

生活困窮世帯の子どもを対象とした
居場所

- 学習教室と居場所を提供している学習支援・居場所事業を増やしていくことを考えます。

外国籍や外国に
なる子どもを
対象とした居場所

- 子どもが安心して立ち寄ることができる多文化共生拠点をつくることを考えます。

要保護・要支援
児童を対象とした
居場所

- 安心して自分の時間を過ごすことができる居場所として、子どもイブニングステイ事業を新しくはじめます。(令和7年(2025年)1月実施予定)



た よ う に な て こ い ば しょ す い し ん 多様な担い手による子どもの居場所づくりの推進



すぎなみく く じどうかん いはしょ こ しょくどう せいしょうねんいくせい い
杉並区には、区がつくる児童館などの居場所のほかにも、子ども食堂や青少年育成委
 いんかい ははおや くらぶ ちいき おとな ひと こ いはしょ せいちょう
員会、母親クラブなど、地域の大人の人たちがつくる子どもの居場所があります。
 こ ちいき なか さまざま いはしょ こ いはしょ
子どもたちが、地域の中で様々な居場所をもちながら成長していくことができるよう
 としていくためには、このような地域の大人の人たちによる子どもの居場所づくりが
 とても大切です。
 こ いけん なか こ しょくどう みちか はしょ だれ
子どもの意見の中にも、「子ども食堂がもっと身近な場所にたくさんあって、誰もが
 りょう こえ 利用できるようになるといい」といった声がありました。

◆ 地域に子どもの居場所がたくさん増えるよう、地域の大人の人たちと一緒に協力して子どもの居場所づくりを進めています。



こ い ば し ょ か ん け い お と な も と 子どもの居場所に関するすべての大人に求められること



こ い ば し ょ あ ん せ ん あ ん し ん す こ け ん り ま も
子どもの居場所において、安全・安心に過ごせることや、子どもの権利が守られるこ
 とは何よりも重要なことです。
 こ い ば し ょ か ん け い お と な ま も つ ぎ さ だ ふ
子どもの居場所に関するすべての大人に守ってほしいことを次のとおり定めて、普及啓発していきます。

- ◆ 子どもの心身の安全が確保され、安心して過ごすことができる場とすること
- ◆ 子どもの思い、考え、意見を尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最もよいことは何かを考えること
- ◆ 子どもの品性を傷つけたり、身体的暴力、心理的暴力等を振るったりすることなく、子どもの成長や発達を支えること
- ◆ 子どもは権利の主体であり、意見を聽かれる権利など子どもの権利について関心と理解を深めること



こ いはしょ ふ どうじ こ ばしょ し 子どもと居場所をつなぐ情報発信



子どもの居場所をたくさん増やすと同時に、子どもがその場所を知ることができ、容易にアクセスできるように工夫していくことが大切です。
 子どもの意見の中にも、「そのような居場所があること自体を知らなかった」「知つていれば利用したと思う」などの意見がありました。

- ♦ どこにどんな居場所があって、どんなことができるのかが、子どもの皆さんに伝わるよう、「子どもの居場所マップ」をつくります。
- ♦ また、子どもの居場所に携わっている大人同士が協力して、それぞれの居場所を利用している子どもに、地域の中にどのような居場所があるのかを伝えていきます。

みな いがん ま 皆さんのご意見をお待ちしています！



さいご よ 最後まで読んでくれてありがとう



ここに書いた内容で、杉並区子どもの居場所づくり基本方針をつくる予定です。皆さんにとって、より良い居場所をつくることができるよう、皆さんの意見を聴かせてください。「これはいいね！」「これはちょっとなあ…」、「ここはこうなるともっといいな」など、思ったことをぜひ教えてください。皆さんからの意見は、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」をつくるときやこれから

の居場所づくりをしていくときに参考にさせてもらいます。

いがん だ きかん
 意見を出せる期間

れいわ ねん がつ にち かようび
 令和6年12月3日(火)から令和7年1月6日(月)まで

いがん だ かた だ かた しゆるい
 意見の出し方 (出し方は3種類あります。どれか1つを選んで出してください。)

せんよう いがんないしゅつようし いがん か しせつ しょくいん わた
 ①専用の「意見提出用紙」に意見を書いて、施設の職員に渡す。

いがん だ ばしょ ようし お ばしょ
 意見を出せる場所 (用紙が置いてある場所)

- 児童青少年センター（ゆう杉並）
- 区政資料室（杉並区役所西棟2階）
- 子ども家庭部管理課（杉並区役所東棟3階）
- 区民事務所
- 図書館
- 区立保育園
- 区立子供園
- 児童館
- 学童クラブ
- 子ども・子育てプラザ

すぎなみく こうしき ほむべーじ ぱぶりくごめんと せんよう ふおーむ
 ② 杉並区公式ホームページのパブリックコメント専用フォームから意見を送る。

ぱぶりくごめんと せんよう ふおーむ
 パブリックコメント専用フォームはこちらから



ふあくす いめーる いがん か した たんとう あて おく
 ③ はがき、ファックス、Eメールに意見を書いて、下の「担当」宛に送る。

たん どう
 担当

こ かていぶ じどうせいしょねんか
 子ども家庭部児童青少年課

めーるあどれす

メールアドレス：YOU-S@city.suginami.lg.jp ファクス番号：03-3393-4714

じゅうしょ すぎなみく おぎくば
 住所：〒167-0051 杉並区荻窪1-5 6-3

ふあくすばんごう